事　務　連　絡
令和８年11月16日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療措置協定の措置に係る協定締結医療機関の
運営の状況等の報告開始について（周知依頼）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の５第２項の規定に基づき、都道府県は、協定締結医療機関に対して、協定の実施状況等の報告を求めることができることとしています。

協定締結医療機関による協定の実施状況等の報告については、「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」（令和５年５月26日）において、電磁的方法による報告は医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告とし、平時においては、年１回、協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等を、感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等を、都道府県へそれぞれ報告いただく予定としているところです。

今年度においても、G-MISによる協定締結医療機関からの年１回の報告について、別紙のとおり実施いただくこととしましたのでご連絡いたします。

都道府県におかれては、管下の協定締結医療機関に周知いただくとともに、今後の報告等が円滑になされるよう、御配意をお願いいたします。

以上